

災害事例

業 種：建設業

被災者：50代女性 経験年数1年

傷病名：腰椎破裂骨折

休業見込：3ヶ月

災害発生日時：令和元年5月中旬 午前10時30分

<発生状況>

木造平屋建て建屋の屋根で瓦めくりの作業を行うに当たり、歩み板の設置や親綱を設置して墜落防止制止用器具(安全帯)を使用せず作業を行っていたところ、腐っていた木下地を踏み抜いて、腰から落下し、負傷した。



<解説>

「墜落・転落災害」では、高所作業を行うに当たって、自らの身体能力を過信するなどし、墜落防止措置を行わないまま作業して、墜落してしまうものが多くを占めています。墜落・転落災害は、転倒災害に次いで多い労働災害であるとともに、頭部や胴・腰部に強い衝撃を受けることから、死亡災害や重篤な障害を残す災害となることが多い事故の型です。

今回のような脆弱な材料の上で作業したり、移動したりする場合には、労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第524条1項に「事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのある時は、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。」と定められておりますので、踏み抜きによる墜落防止措置を徹底しましょう。

なお、「防網を張る等」の「等」には、労働者に墜落制止用器具(安全帯)を使用させる等の措置が含まれます。ただし、墜落制止用器具(安全帯)を使用するためには、親綱などの取付設備が必要となりますので、作業ではまず取付設備の設置を行いましょう。

今回のような脆弱な材料の屋根上において、垂木部分の上だけ歩けば踏み抜かないからなどの過信により、歩み板を設置するなどしないまま作業を行わせることが散見されます。単に移動するだけでもバランスを崩すことは多々あり、まして瓦めくりなどの作業を行えば、よりバランスを崩すことも多く踏み抜く危険は高くなります。

安全な作業場を確保することは、労働者を危険から守るためのものではありませんが、同時に、作業効率や精度(品質)も向上させることとなります。危険が身近にあっては、作業にも集中できるものではないからです。これが、「安全第一(品質第二 生産第三)」の本来の意味です。